

## 秋田県がん患者医療用補正具助成事業実施要綱

### 第1 目的

がん治療に伴い医療用補正具（ウィッグ又は乳房補正具）（以下「補正具」という。）を使用する方に対して、購入費用の一部を助成することにより、がん治療と就労や社会参画の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

本事業の実施主体は秋田県（以下「県」という。）とする。

### 第3 助成対象者

助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 秋田県内に住所を有すること。
- (2) がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けていること。
- (3) がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補正具を購入していること。

### 第4 助成対象となる補正具及び個数

助成対象となる補正具は、次に掲げるものとし、対象者1人当たりそれぞれ1個限りとする。なお、付属品及びケア用品は助成対象としない。

	助成対象となる補正具	要件
(1)	ウィッグ	①申請日の属する年度及びその前年度に購入したもの。 ②全頭用であるもの。 ③他の自治体の助成等を受けていないもの。
(2)	乳房補正具	①申請日の属する年度及びその前年度に購入したもの。 ②補正パッド又は人工乳房。ただし、補正パッド又は人工乳房を購入した場合は、それらを固定する下着も含む。 ③他の自治体の助成等を受けていないもの。

### 第5 助成内容

助成は、第3に定める対象者が第4に定める補正具の購入のために要した費用（補正具の購入のために要した交通費及び郵送費等は除く。）の一部を支給することにより行う。

### 第6 助成の額

助成の額は、第3に定める対象者1人につき、第4に定める補正具の購入に

要した費用を限度とする。ただし、助成限度額はそれぞれ次の金額とする。

- (1) ウィッグ 1万5千円
- (2) 乳房補正具 1万円

## 第7 助成の申請及び決定等

### 1 助成の申請

- (1) 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住所地を管轄する県地域振興局福祉環境部を経由して、知事あてに秋田県がん患者医療用補正具助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出することとする。ただし、秋田市に住所を有する者にあつては、県健康福祉部健康づくり推進課に申請書を提出することとする。
- (2) 申請書には、次の書類の原本（写し可）を添付しなければならない。ただし、申請者が当該書類の返還を希望する場合は、この限りでない。
  - ① 化学療法又は手術に関する説明書や診断書、治療方針計画書など（がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴い脱毛又は乳房を切除したことを証明する書類に限る。）
  - ② 補正具の購入に係る領収書（購入した日（領収書の日付と異なる場合は別途記載のあるもの）、品名、金額の記載のあるもの。これらに加え、ウィッグは全頭用であることが、乳房補正具は補正パッド又は人工乳房であることが、備考等に記載されているもの）
  - ③ 住民票（発行から概ね3か月以内であり、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。対象者が未成年である場合は、対象者のものに加え、申請者本人のもので申請者が親権者であること（続柄）が分かるもの）
  - ④ 県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合、当該助成内容が分かる書類
  - ⑤ その他知事が必要と認める書類
- (3) 知事は、助成の実施及び審査のため必要があると認めたときは、申請書（（2）に定める書類を含む。）の記載事項について、申請者、治療を受けた医療機関及び補正具の購入先等に対して、聴取できるものとする。

### 2 助成の決定

- (1) 知事は、申請書受理後、内容を審査の上、助成することを決定したときは、秋田県がん患者医療用補正具助成事業承認決定通知書（様式第2号）（以下「承認通知」という。）により申請者に通知することとする。
- (2) 知事は、申請書受理後、内容を審査の上、助成しないことを決定したときは、理由を付して秋田県がん患者医療用補正具助成事業不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知することとする。

### 3 助成金の請求

承認通知を受けた申請者は、速やかに請求書（様式第4号）を知事に提出することとする。

### 4 助成金の支給

知事は、請求書の提出があつた場合、指定された申請者の金融機関口座を通じて助成金を支給することとする。

## 5 助成金の返還

申請者が、本要綱に違反し、その他不正な行為により助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還しなければならないこととする。

## 第8 関係帳簿の整備

知事は、がん患者医療用補正具助成事業台帳（様式第5号）を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

## 第9 広報活動等

県は、第1から第8に定めるもののほか、本事業の円滑な実施及び県民への周知等のために必要な事業を行うこととする。

## 第10 その他必要な事項

この要領に定めることのほか、本事業の推進に必要な事項については、別に定める。

### 附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日以降に購入した補正具から適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、同一補正具について県内市町村による助成を受けた者に係る助成対象となる補正具については、第4の表各項中③の要件は適用しない。この場合の助成額については、第6中「購入に要した費用」とあるのは「購入に要した費用から県内市町村が助成した額を減じた額」と読み替えることとする。

### 附 則

（施行日）（平成30年4月1日改正）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に購入した補正具から適用する。